



## 移住・定住を応援します

▶申し込み・問い合わせ 田園都市推進課 ☎73-3011

|            |            |
|------------|------------|
| 住宅取得に要した費用 | 補助金額       |
| 1,500万円以上  | 100万円      |
| 1,500万円未満  | 取得費用の20分の1 |

### 補助金額

・市税を滞納していない人  
・市内で新築または購入し、建物の権利に関する登記日から3カ月以内の住宅  
・市内業者が建築、または市内業者を介して購入した住宅  
・居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を備えた住宅

### 対象となる住宅

・交付申請日に40歳未満の人  
・交付後5年以上継続して補助対象住宅に居住する人

### 対象となる人

・市税を滞納していない人  
・市内で新築または購入し、建物の権利に関する登記日から3カ月以内の住宅  
・市内業者が建築、または市内業者を介して購入した住宅  
・居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所を備えた住宅

### 地域経済活性化事業補助金

若者の定住と地域経済の活性化を図るため、40歳未満の人の住宅取得に対する補助金を交付します。



### 若者定住促進・地域経済活性化事業補助金

県外から本市に転入した人の住宅の賃借に要する費用の一部を補助し、移住の促進を図ります。

### 県外から転入された皆さんへ 移住促進・家賃等補助金

・工事に要した費用の50%（上限100万円）

・市内業者が行う、30万円以上の工事  
・交付決定後に着工し、年度末までに完了する工事

### 対象となる工事

・市税を滞納していない人  
・空家バンク登録住宅の物件登録者、または物件利用者で、契約日から3年を経過していない人  
・交付後5年以上継続して補助対象住宅に居住する人（物件登録者が申請者の場合は物件利用者が5年以上居住することが要件）

### 対象となる人

空家バンクを通じて賃貸借・売買契約を結んだ空家のリフォーム工事に要する費用の一部について補助金を交付します。

### 空家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金

## お知らせ

## 住宅の耐震対策を支援します

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震に備え、住宅の所有者または居住者が耐震対策を実施した場合に、一定の助成を行います。耐震対策には、地震に対する住宅の耐力を判定する「耐震診断」と、耐震補強を行う「耐震改修」があります。

### 対象となる人

対象となる住宅の所有者または所有者の承諾を得た人で、市税を滞納していない人

### 対象となる住宅

・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅、長屋、併用住宅（住宅の用に供する部分が過半数以上のものに限る）  
・市内において自ら所有し居住する住宅または市内に存し住宅の所有者から承諾を得た住宅で、耐震対策を行った後も居住の場として利用されるもの（建て替えは不可）

・耐震改修工事などについては、事前に行なった耐震診断により倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性があることとされたもの  
・建築基準法の規定に基づく違反がないこと  
・同一事業の補助を受けていないこと

### 補助金額

・耐震診断に要する費用の90%（上限9万円）  
・耐震改修工事に要する費用の90万円まで全額補助  
・簡易な耐震改修工事に要する費用の50万円まで全額補助  
・耐震シェルター・ベッドに要する費用の20万円まで全額補助  
※借家も対象となる場合があります。詳しくは建築課へお問い合わせください。

### 申し込み期限

12月25日（火）午後5時15分まで

### 注意事項

・申請前に事業に着手した場合は、対象になりません。  
・各要件の確認や手続き方法の説明のため、必ず、申請の前に申込書を建築課へ提出してください。  
・耐震診断は耐震診断技術者（建築士の資格を有する者で所定の講習を受講した者、または構造設計一級建築士）が行うものです。  
・耐震改修の施工は県内に営業所を設けている事業者に限ります。  
・リフォームを併せて行う場合は、耐震改修などに要する費用のみが対象となります。

## お知らせ

## 老朽化した危険な空き家の除去に補助金を交付します

▶申し込み・問い合わせ 建築課 ☎73-3044

「老朽危険空き家除却支援事業補助金」の事前受け付けを行います。

対象となる住宅  
老朽化し、そのまま放置すれば倒壊などにより周辺の住環境に影響を及ぼす恐れのある空き家  
対象となる人  
補助対象住宅の所有者、またはその相続人  
対象となる工事  
・補助対象住宅を市内業者が解体する工事  
・平成31年2月末までに事業が完了する工事

※申請には他にも要件がありますので、事前に建築課までお問い合わせください。  
補助金額  
補助対象事業費または、国の定める額のいずれか少ない方の金額の80%（千円未満切り捨て、上限160万円）  
事前受付申込期間  
5月1日（火）～6月1日（金）  
※土日、祝日は除きます  
申込受付場所 建築課

注意事項  
・申請時にすでに開始している工事は対象になりません。  
・本補助金は事前申し込みにより市職員が現地調査を行います。調査の結果、補助対象とならない場合がありますのでご了承ください。  
・老朽危険度の高いものから優先して補助予定者となります。

### 対象となる人

・県外で3年以上居住し、転勤・進学以外の目的で定住の意志をもって本市へ転入した人  
・移住に際し、新たに住宅の賃貸借契約を締結した人  
・県税および市税に滞納がない人  
・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人  
・公営住宅や社宅、3親等以内の親族が所有・経営する物件以外で賃貸借契約をした人

### 補助金額

① 住宅家賃補助金  
転入した月の翌月から24カ月までの補助金を交付します。  
対象となる月額は、「賃借料（共益費、駐車場使用料などを除く）－住宅手当など」×2分の1（千円未満の端数は切り捨て）、上限2万円。  
② 住宅初期費用補助金  
住宅の初期費用とは礼金、不動産取引手数料および家賃支払保証料です。「賃貸借契約締結に要した初期費用の合計額－住宅手当など」×2分の1（千円未満の端数は切り捨て）、上限6万円。支給は1回限りです。

※各補助金には、他にも要件があります。詳しくは、田園都市推進課までお問い合わせください。